

# TOPICS

## 高齢者等の住宅のバリアフリー改修に係る 固定資産税の減額措置

### 1 要件

【建物】平成19年1月1日以前から存在し、改修工事の翌年度に新築軽減・耐震改修特例措置の適用を受けない住宅(賃貸住宅を除く)

【居住者】次のいずれかの人が住んでいる場合

- ・満65歳以上の人(工事完了の翌年で)
- ・要介護認定・要支援認定を受けている人
- ・しょうがい者手帳の交付を受けている人

【改修工事】平成19年4月1日以降に完了した次の改修工事等で、自己負担が30万円以上のもの

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配緩和
- ・浴室・トイレの改良
- ・手すりの取付け
- ・床の段差解消
- ・引き戸への取替え
- ・床の滑り止め



### 2 減額範囲

床面積	内容
居住部分 100㎡以下	税額の1/3を減額
100㎡超	100㎡相当分の税額の1/3を減額(100㎡超は対象外)

3 減額期間 改修工事の翌年度のみ

4 対象期間 平成19年4月1日～平成22年3月31日

### 5 手続き

完了日から3か月以内に、改修経費の明細書、平面図、領収書の写しおよび工事前後の写真を添付して申告

お問合せは、税務課資産税グループ(☎6523)へ。

## 安全・安心の住宅改修 奨励金交付事業

安全安心のまちづくりの住宅改修で固定資産税減額措置の対象となる住宅の耐震化・バリアフリー化を促進させるため、奨励金(商品券)を交付します。

### 1 要件

- 耐震・バリアフリー改修工事に対する固定資産税の減額措置の要件に該当し、申請済であること。(貸家は除く)
- 施工は、市内に本社がある法人または市内に住所を有する個人の建築業者であること。

### 2 奨励金の額、交付方法

最高10万円(対象工事費の10%)を、市が指定する商品券で交付します。

### 3 申込資格(上記1の要件以外に、次の要件をすべて満たす人(法人は除く))

- ①市内在住
- ②申請者またはその親族が所有し、住んでいる
- ③市税等の滞納がない
- ④工事に対し、他の補助等を受けてない
- ⑤まだ、この奨励金を受けていない

### 4 写真・図面

改修前・後の写真数枚(同じアングルのもの)と図面が必要です。

### 5 申込み等

- ①着工前に事前相談を。
- ②完了後に必要書類(領収書、写真、図面等)を添付し本申請を。



お問合せは、商工振興課商工労政グループ(☎8766)へ。

## 固定資産税、市県民税を第1期納付書で納めていただいた方へ(口座振替、前納の方は関係ありません) 納付書(第2期、第3期、第4期分)をまとめて送付します

今年度から第3期と第4期の納付書を第2期にあわせて送付しますので、次の点にご注意ください。

- ①第2期の納付書から順番に切り離し、金融機関等で納付ください。
  - ②第3期、第4期もまとめて送付いたしますので、各納期限までに忘れずに納付をお願いします。
  - ③納期限内であれば、いつでも納付いただけます。
- ※なお、第3期、第4期を先に納付されても、第2期が納期限を過ぎて未納であれば督促状が發送されますので、ご注意ください。

	納 期 限		
	第2期	第3期	第4期
固定資産税	7月31日	10月31日	1月4日
市県民税	10月1日	11月30日	1月31日

お問合せは、税務課(☎6523)へ。

# TOPICS

## 7月29日(日)は 大切な 明日への架け橋 その一票 参議院議員通常選挙の投票日です 投票時間 午前7時～午後8時

### 参議院議員通常選挙とは

参議院では3年ごとに総定数の半数が改選されます。改選は、各都道府県の区域を単位として代表者を選ぶ選挙区選挙と、全国の区域を単位として政党等の総得票数に応じて議席を割り当てる比例代表選挙(非拘束名簿式)という2つの選挙により行われます。



## 投票は2種類です。選挙区選挙と比例代表選挙の2つとも投票してください

【投票できる人】次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている人

- 住所要件：平成19年4月11日以前に転入届出がなされ、引き続き長浜市に住んでいる人
- 年齢要件：昭和62年7月30日以前に生まれた人

【期日前投票】投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など何らかの理由で投票所に行けない人は、期日前投票をしましょう。

- 期 間：7月13日(金)～7月28日(土)
- 投票時間：午前8時30分～午後8時
- 場 所：長浜市役所本庁・浅井支所・びわ支所  
投票所入場整理券をお持ちください(無くても投票できます。)

### 【郵便等による不在者投票】

身体に一定の重度のしょうがいのある人や、介護認定で「要介護5」と認定された人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。郵便等による不在者投票をするには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けてから、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求していただく必要があります。

投票用紙の請求には、期限(7月25日)がありますので、対象となるしょうがいの程度や手続きなどお早めにお問い合わせください。

### ※代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる人のうち、自身で投票用紙に記載ができない人は、事前に市選挙管理委員会へ届け出た人に投票に関する記載をさせることができます。くわしくは市選挙管理委員会までお問い合わせください。

### 【病院等における不在者投票】

県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所されている人は、その施設で不在者投票ができます。希望される人は、施設職員にお申し出ください。

お問い合わせ 市選挙管理委員会(☎6503)